

熊本県立八代東高等学校 服装・頭髪規定

令和8年4月1日から施行

1 本校の制服を次のように定める。

(1) 制服について

◎男子制服（本校指定の制服）

①夏服

ア 上衣 左胸ポケットにYHマークを刺繍したパープルの半袖シャツとする。

イ 下衣 グレー無地の長ズボンはワンタックでシングルとする（ズボンの裾幅は21cm～23.5cmとする）。

②冬服

ア 上衣 グレーのブレザーで左胸にワッペン、YHマーク入りのボタンを全面に大2個、袖に小2個をつける。襟に校章（学年章含む）をつける。左胸ポケットにYHマークを刺繍したパープルの長袖シャツとする。ワンタッチ式のネクタイをはめる。

イ 下衣 グレー無地の長ズボンはワンタックでシングルとする（ズボンの裾幅は21cm～23.5cmとする）。

◎女子制服

①夏服

ア 上衣 左胸ポケットにYHマークを刺繍したパープルの半袖シャツとする。ワンタッチ式のリボンをはめる。希望者は、指定のサマーベスト（左胸にYHマーク入）を着用してもよい。

イ 下衣 スカートはグレーで縦ストライプ（紫）、裾に横ボーダー、左脇にYHマークが入ったものとする（18本車襷）。※裾の長さは膝の中心とする。

②冬服

ア 上衣 グレーのブレザーで左胸にワッペン、YHマーク入りのボタンを全面に大2個、袖に小2個をつける。襟に校章（学年章含む）をつける。左胸ポケットにYHマークを刺繍したパープルの長袖ブラウスとする。ワンタッチ式のリボンをはめる。

イ 下衣 スカートはグレーで縦ストライプ（紫）、裾に横ボーダー、左脇にYHマークが入ったものとする（18本車襷）。※裾の長さは膝の中心とする。

※夏服については、男女とも指定の半袖ポロシャツ（希望購入）を着用してもよい。但し学校が指定する日は、パープルの半袖シャツを着用すること。また健康上必要な場合は、夏服時でも指定の長袖シャツを着用することができる。

【注】

・男女ともに規格外で補正することは、禁止します。成長に伴う補正等は、生徒指導部の許可を得てから行ってください。

- ・男女ともに上衣の丈を短くしたり、胴回りをつめたりしないこと。
 - ・スカートの丈を長くしたり、短くしたり、補正しないこと。また、ベルト等を着用して短くすることも禁止とします。
 - ・令和7年度からは移行期間については廃止します。
 - ・多様性への配慮の観点から、必要な場合は男女とも長ズボン・スカートの着用を認めています。(R7年度より女子用スラックスを作成)
 - ・5月から10月までは、ネクタイ・リボンは着用しなくてもよい。(長袖の場合も着用不要)また長袖のブラウスにサマーベストの着用、紺のスクールセーターでの登下校も許可する。厳寒期の登下校はブレザーを着用し、11月から4月まではワンタッチ式のネクタイ・リボンも着用する。スラックスとネクタイ、スカートとリボンを基本スタイルとするが、ネクタイ・リボンは男女ともどちらを着用しても良い。
- ※ただし、式典や学校行事、その他学校が指定する日については正装(ネクタイ・リボン・指定ソックスを着用)とする。

(2) 靴下

学校指定のソックス、または白・黒・紺の単色。(ワンポイント可)長さはくるぶしが完全にかくれること。ただし、学校が指定する日(学校行事等)は指定ソックスとする。また入学式や卒業式、その他の式典等については原則として紺色の指定靴下を着用する。(女子について厳寒期は黒のタイツで揃える場合もある)。

(3) 通学用靴(外履き用)・スリッパ(上履き用)

制服を着用して行動する場合、学校指定の靴・スリッパを使用する。

※登下校及び校外における学校行事又は学校代表、その他の各種大会に参加するときも、本校指定のものを使用する。

(4) 防寒具

- ① 左胸にYHマークを入れた学校指定の紺のセーターを着用する(希望者購入)。
- ② 中学校のボックスコート、または華美でないコート・部活動のグラウンドコート等を着用してもよい。ただし、着用は登下校時のみ許可する。厳寒期は必ずブレザーを着用し、尚且つ寒い場合は防寒着を着用する。(ブレザーを着用しないで防寒着を着ての登下校はしない。)
- ③ マフラー、ネックウォーマーは華美でないものとし、その着用は登下校時のみ許可する。

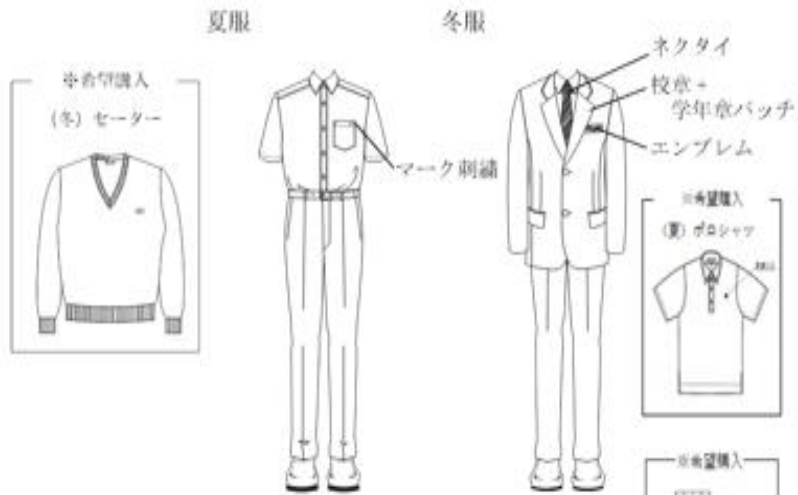
(5) その他、服装について

- ① 病気その他の理由により、制服以外の異装をするときは、保護者から学校指定の異装届用紙に記入捺印して担任に届け出て、担任を通じて生徒指導部の許可を受けなければならない。
- ② 制服には必ず記名し、一切の装飾・改造を禁ずる。
- ③ 特別授業のために必要な衣服着用は、担当教師の指示に従う。

(6) 髪型等

- ①身なりは常に清潔に保ち、他人に不快な感じを与えないように留意しなければならない。また、生徒の品位を疑われるような装飾・理髪・化粧（マツゲエクステも含む）・まゆそり・まゆ染め・ピアス・ネイルアート・タトゥー等は禁ずる。
- ②染髪、脱色、パーマメント、エクステンション及びそれに類するセットによる髪型は禁止する。女子の髪の長さは肩の線までを基準とするが、それより長い場合は後ろに一つ又は二つに分けて結ぶこと。髪を束ねるためのゴムの色は黒・紺・茶等で単色とする。前髪は自然な状態で目にかからないこととし、長い場合はピンでとめる。男子の髪の長さは、自然な状態で前髪が目にかからない、側頭部は耳にかからない、後ろ髪は襟にかからないようにすること。また、男女ともにバランスの取れた清潔感のある髪型にする。(特異的・作為的・奇抜な髪型等は禁止)
- ③随時、整容指導を行う。
- ④衛生的であること。
- ⑤男女とも制服のシャツの裾は、ズボン又はスカートの中に入れる。

男子制服



女子制服



校則見直しの流れ

◇校則適用開始

【1・2学期】

- 4月～12月学校生活
- 4月～LHR等（テーマ：自主的に校則を守る）
- 6月～生徒会への要望（各クラス・個人・生徒総会等）
- 11月～LHR等（校則見直しについての検証・自己反省等）

【3学期・1月】

- LHR（校則について考える）
- 校則見直しについて生徒会役員と職員（生徒部等）との意見交換会の実施
- 校則見直しについてPTA役員会と職員（生徒部等）との意見交換会の実施

【3学期・2月】

- 校則見直しについて生徒指導部会・職員会議で検討

【3学期・3月】

- 次年度の校則について職員会議で決定
- 次年度の校則について全校生徒へ趣旨説明
- 次年度の校則について学校HPへの掲載（公開）

◇次年度へ